

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成 29 年 6 月 14 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 1600947 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 1700119 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA県教育庁B教育事務所（以下「B教育事務所」という。）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 37 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 11 月 11 日から昭和 61 年 4 月 1 日まで

私は、C村立D小学校（現在は、E市立F小学校）に昭和 60 年 11 月 11 日から昭和 61 年 3 月 31 日まで臨時職員（講師）として勤務したが、B教育事務所における厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された辞令書、請求者が平成 25 年 3 月 31 日付けで退職した勤務先であるG市立H小学校から提出された請求者の履歴書及び請求期間において勤務していたE市立F小学校（請求期間当時は、C村立D小学校）から提出されたC村立D小学校の資料により、請求者は、請求期間において B 教育事務所管内の C 村立 D 小学校に臨時職員（講師）として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求期間に係る B 教育事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票に請求者の氏名は確認できず、整理番号に欠番もない上、B 教育事務所は、社会保険関係及び給与明細書の書類が現存しないため、当時の状況については不明である旨回答している。

また、「I 臨時職員取扱規程（昭和 51 年 1 月 1 日施行）」第 * 条によると、「臨時職員については、法令の定めるところにより、健康保険、厚生年金保険等に加入させるものとする。ただし、これに代わる保険の被保険者又は被保険者の扶養親族である場合はこの限りでない。」と規定されているところ、請求者は、請求者の父親の勤務する事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、請求期間当時、健康保険の被扶養者となっていることが確認できる。

さらに、「臨時職員の退職・採用に係る社会保険の手続について」（平成 26 年 6 月 30 日付け J 事務担当者あて B 教育事務所総務課給与第 2 係長通知）及び「社会保険事務の手引き」（平成 25 年 3 月 B 教育事務所総務課給与係）には、「2 ヶ月を超える採用期間（雇用期間）は、社

会保険加入となる。当初の採用期間が2ヶ月以内であったため、加入要件を満たさない者でも、採用期間の延長により、当初からの採用期間が2ヶ月を超えることとなった場合は、期間延長になった日（発令日）から社会保険に加入する。」旨の記載があるところ、B教育事務所は、「2ヶ月を超えて採用された臨時職員が全て厚生年金保険に加入したかについては、「資料については、保存期限経過により廃棄済みのため確認できません。」と回答している。

加えて、請求期間当時、B教育事務所において厚生年金保険に加入していた複数の被保険者に厚生年金保険の加入状況等について照会したところ、複数の者の回答から、臨時職員として勤務した期間のうち、2ヶ月を超えて勤務しても厚生年金保険に加入していない期間があることが確認できる。

なお、前述の回答者の一人から提出された給与明細書（B教育事務所管内の小学校に2ヶ月を超えて臨時職員として勤務したが、厚生年金保険の記録がない期間に係る給与明細書）によると、厚生年金保険料の控除されていないことが確認できる。

また、前述のC村立D小学校の資料によると、請求者と同時期に同校の臨時職員として2ヶ月を超えて勤務した者が2名いることが確認できるが、オンライン記録により両名ともB教育事務所における当該期間に係る厚生年金保険の記録がないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。